

令和

3年度版

学校ガイドブック



～ 地域や家庭のみなさんにもっと学校を知っていただくために ～

田原市立赤羽根小学校

もくじ

学校概要

- P 1 … 本校の教育目標, おもな年間行事
- P 2 … 職員構成(職員一覧), 沿革の概要

学校生活

- P 3 … 日課表・下校時刻
- P 4～5 … 学校のきまり
- P 6 … 非常災害時の対応
- P 7 … メール連絡について, 個人情報の掲載許可と届出について
- P 8 … 出席停止について
- P 9 … 学校給食について
- P 10 … 学校生活でケガをしたら
- P 11 … 転出入の取扱い, 教科書について
- P 12 … 給食費・教材費等の集金について, 体操服等の購入方法

教育支援

- P 13 … 就学援助制度, スクールカウンセラー
- P 14 … 学校以外の公共相談窓口

その他

- P 15 … 児童クラブについて, 体育施設の一般利用について
- P 16～17 … 校区地図
(子ども110番の家等)
- P 18～19 … 赤羽根小学校 Q & A

本校の教育目標

< 校訓 >

あ	あかるく	素直な子
か	かんがえ	自ら実践する子
ば	はげみ合う	心豊かな子
ね	ねばり強く	がんばる子

経営方針

目指す学校像

「感動がいっぱいの学校」感動！感動！感動！

重点努力目標

- ◇ 授業で、行事で、生活のあらゆる場面で感動場面を作ります。
- ◇ ひと・もの・ことに関心をもち、小さなことから感動できる感性を育てます。
- ◇ 子ども、教職員、保護者や地域の方と感動の共有を図ります。
- ◇ 地域で学ぶ、地域を学ぶ、地域から学ぶ授業を進めます。

おもな年間行事

地域の人、自然に支えられて様々な活動を行っています

4月 入学式 始業式 避難訓練 退任式 授業参観・PTA総会 あかはに探検隊
5月 引き渡し訓練 運動会 体力テスト 市陸上大会
6月 プール開き 授業参観 学校保健委員会
7月 保護者会 終業式 市水泳大会 ボディーボード体験学習（4～6年）
8月 全校出校日



9月 始業式 避難訓練 夏休み自由研究作品展 野外活動（5年）

10月 市バスケットボール大会 修学旅行（6年） 就学時健康診断
祖父母学級・観劇会

11月 学芸会 チャレンジマラソン 学校保健委員会

12月 保護者会 校内持久走大会 終業式



1月 始業式 なわとび大会 避難訓練 市小学校音楽会
2月 学力テスト 新入学児童体験入学
授業参観 保護者会
3月 6年生を送る会 卒業式 修了式



職員構成

総勢 21 名のスタッフで子どもの学びを支援しています

【職員一覧】

校 長	渡邊 宏光	養護教諭	伊藤実千代
教 頭	中神 一郎	事務職員	世古 容子
教務主任	太田 英嗣	非常勤講師	小川 守
校務主任・3年担任	渡瀬 寿代	非常勤講師	赤崎 晴彦
6年担任	鈴木 智也	非常勤講師	岡村 梨沙
5年担任	河合 志奈	通級指導	鶴飼 敏恭
4年担任	小久保 将	用 務 員	井上 朱里
2年担任	宮川 寛史	学習指導員	種田 瞳
1年担任	上野 里帆	学習指導員	河合 紗椰
あすなろ担任	伊藤 広樹	学校図書館司書	藤村 美奈
すぎのこ担任	吉口 佳澄		

沿革の概要

～創立から現在まで～

明治	6 年	赤羽根小学校創立、大栄寺に校舎を設け、学区は赤羽根村と芦村とする
	4 0 年	赤羽根高等小学校、第一、第二尋常小学校を廃校し赤羽根尋常高等小学校を開校
	4 2 年	校舎を現在地に新築
昭和	2 2 年	赤羽根村立赤羽根小学校と改称
	3 3 年	町制施行により赤羽根町立赤羽根小学校となる
	4 3 年	三階校舎竣工式
	4 6 年	プール竣工式
	5 0 年	無人化設備設置、テレビカラー化工事
	5 7 年	地区体育館竣工式
平成	4 年	東三事務協委嘱研究発表会（国語） 三階校舎大規模改修、温室新設
	7 年	コンピュータ教室の設置、インターホン設置(二十教室)、本館北側駐車場の舗装工事、ジャングルジム建替え
	1 5 年	管理・給食棟改築工事 親子で学ぶ参加体験型地震防災教育（県教委研究委嘱） 田原市立赤羽根小学校へ校名変更
	1 8 年	児童生徒の心に響く道徳教育推進校研究発表（文科省） 田原市エコ学習推進事業、 田原市特色ある学校づくり
	2 1 年	愛知県学校給食優良校指定事業(愛知県教育委員会)、栄養教諭を中心とした食育推進事業(文部 科学省)、学校給食文部科学大臣表彰(文部科学省)教室耐震工事改修 南校舎太陽光発電設備設置
	2 2 年	太陽光による観察池浄化システム設置
	2 3 年	配膳室整備・改修工事（田原市給食センター整備運営事業）
	2 5 年	愛知県道徳推進会議推進校
	2 6 年	田原市教育委員会研究委嘱一年次 汚水ポンプ取替、西校舎天井塗替、体育館扉取替、体育館電動スクリーン設置
	2 7 年	田原市教育委員会研究委嘱二年次、国土交通省表彰（海岸清掃奉仕活動） 受水槽ポンプ修繕、駐車場区画線、廊下ライン引き 校舎外壁天井雨漏補修・校舎内壁天井塗装
	2 8 年	田原市教育委員会委嘱研究発表会、PTA研究発表会（市P連） 受水槽ポンプ修繕、南校舎外壁爆裂部修繕、プールサイド床修繕、1階渡り廊下鉄部塗装修繕、フェンス工事
	2 9 年	教室床改修工事（1年教室、2年教室、ひまわり①教室）、大小プール給水バルブ取替修繕
	3 0 年	来賓入口フロアヒンジ取替修繕、西校舎内壁改修工事
令和	1 年	体育館屋根雨漏り修繕工、普通教室エアコン設置
	2 年	特別教室扇風機設置、一人1台タブレット導入

日課表・下校時間

授業は何時間目まであるの？

何時に下校するの？

	月	火	水	木	金
8:15	チャレンジ ドリルタイム	職員打合せ おはよう 読書タイム	朝会 集会	職員打合せ 読み聞かせ会	チャレンジ ドリルタイム
8:30	朝の会・健康観察				
8:40	第 1 時 限				
9:25	1 0 分放課				
9:35	第 2 時 限				
10:20	2 0 分放課				
10:40	第 3 時 限				
11:25	1 0 分放課				
11:35	第 4 時 限				
12:20	給食				
13:10	清掃	なかよしタイム	清掃	放課 13:10～13:30	清掃
13:25	放課		放課	第 5 時 限 13:30～14:15	放課
13:50	第 5 時 限			1 0 分放課	第 5 時 限
14:35	1 0 分放課			第 6 時 限 14:25～15:10	帰りの会
14:45	第 6 時 限			帰りの会	14:55 第 6 時 限
15:30	帰りの会			15:30	委員会・クラブ
	15:40			職員会議 現研	15:40
	15:50				15:50
	職員会議 現研	部活動			部活動

～下校時刻の目安～

<1年生>

月・火・水・金…14:50

木…14:35

<2年生>

月・火・金…14:50

水…15:45

木…14:35

<3年生>

月・金…14:50

火・水…15:45

木…15:30

<4・5・6年生>

月…15:45 (部活なし)

木…15:30 (部活なし)

火・水・金…

下記のとおり(部活あり)

<部活動下校時刻>

4/9～7/20 …16:45

金曜5限の場合 …16:15

9/2～10/9 …16:45

10/13～10/30 …16:20

11/2～12/22 …16:15

1/8～1/12 …16:30

1/16～1/29 …16:40

2/2～3/23 …16:45

※原則は上記の時刻ですが、行事等で下校時刻が変わる場合があります。

変更がある場合は、事前に連絡いたします。

学校のきまり

(1) 登下校について

- ① 集団登校を原則とし、通学班で登校する。
- ② 決められた通学路を通り、ヘルメットをかぶる。
- ③ 安全な場所に集合し、7時50分～8時に到着できるように登校する。
- ④ 登下校の途中では、買い物や忘れ物を取りに戻らない。
- ⑤ 集団下校を原則とし、担任の指導のもとに、学年ごとに下校する。
- ⑥ 通塾などにより通学路を変更する場合は、「通学路変更許可願」を提出する。
- ⑦ 安全のため、雨の日は、1・2年生はかっぱが望ましい。



(2) 自転車の使用について

- ① ヘルメットを着用し、交通ルールを守り、安全に気をつけて乗る。
- ② 自転車の点検を定期的に行い、整備された自転車に乗る。
- ③ 夜間の自転車使用は、原則として認めない。
- ④ 自転車使用の許可は、運転技能・交通安全のルールの習得等をみて、原則として保護者が行う。

(3) 遊びについて

- ① 遊びに出かける時には、家の人に行き先と帰宅予定時刻を告げる。
- ② 帰宅時間は、5時とする。10/5～2/28までは4時とする。（長期休業中は市の帰宅放送）
- ③ 用がないのに店に行かない。
- ④ 他人の物（農作物など）にさわらない。
- ⑤ 市役所の支所やJ A、市民館など車の出入りの多いところでは遊ばない。
- ⑥ 危ないところ（海、用水、がけ、池、工事現場等）へ行ったり、危ない遊び（火遊び、穴掘り、道路でのキックボードやスケートボード遊び、市民館でのボール遊び等）をしたりしない。
- ⑦ 花火は、大人の人と一緒にする。特に、火事とやけどなどけがには注意する。
- ⑧ 子どもだけで、ゲームセンターやカラオケ、飲食店、大型店舗などに行かない。
- ⑨ 携帯電話やスマートフォンは持たない。
- ⑩ 午後8時以降は、インターネットを利用したメールやLINE、SNSの書込・投稿を行わない。
- ⑪ 不審者に気をつける。危ないときには「子ども110番の家」を利用する

(4) 服装について

- ① 活動しやすい清潔なもので、華美にしない。
- ② **登下校は私服でも体操服でもよい。**
- ③ 名札は、校内では必ず付ける。（下校時に机に置く）
- ④ 体操服は決められたものを使用する。
- ⑤ 頭髮は勉強や運動に適した自然で清潔な髪型とする（髪の毛が肩につく場合はしばる）。
- ⑥ マスクは常に着用するが、体育や夏季の登下校では着用しなくてよい。



(5) 給 食

- ① 当番の人は、身支度、手洗い、配膳、後片付けが上手にできるように工夫する。
- ② 当番でない人は、手を洗ったら席に着いて静かに待つ。
- ③ 始めと終わりのあいさつは、そろってする。
- ④ 正しい姿勢で静かに食べる。（口の中に食べ物を入れたまま話したり、歩いたりしない。）
- ⑤ 好き嫌いなく食べるように努力する。
- ⑥ 食器は、大切に扱いきちんと返す。
- ⑦ 放送が始まったらよく聞く。

(6) 掃 除

- ① 掃除の開始時刻を守って、掃除にとりかかる。
- ② 始めと終わりのあいさつをしっかりする。
- ③ 協力して順序よく、時間内にすます。
- ④ むだ話をしないで真剣にする。
- ⑤ 道具などの後かたづけをきちんとする。



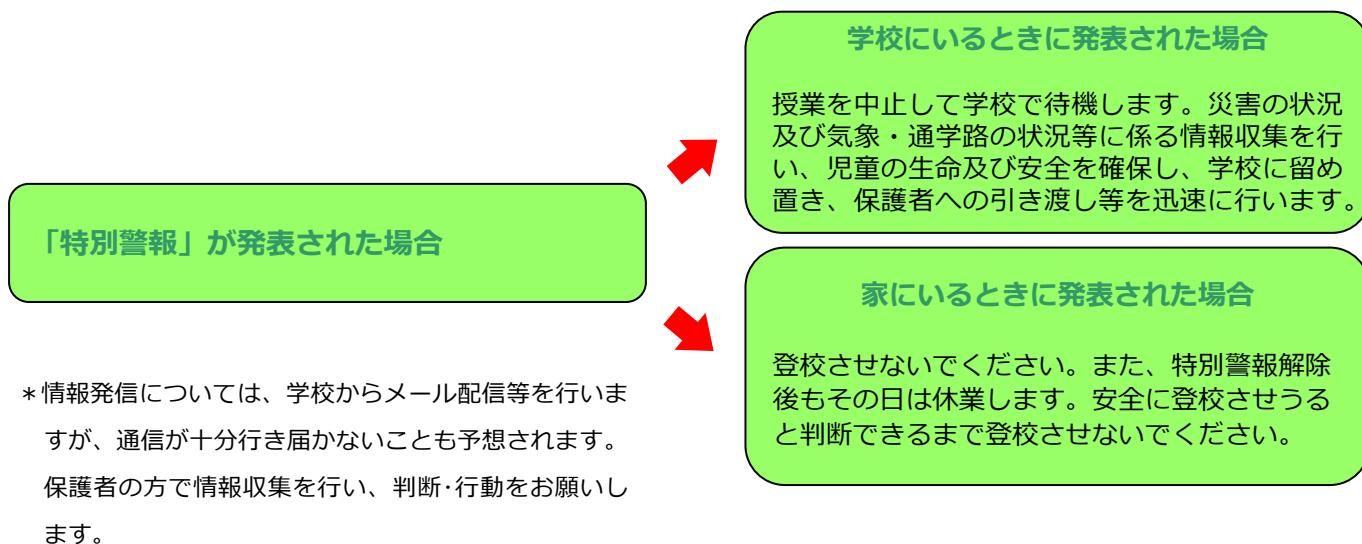
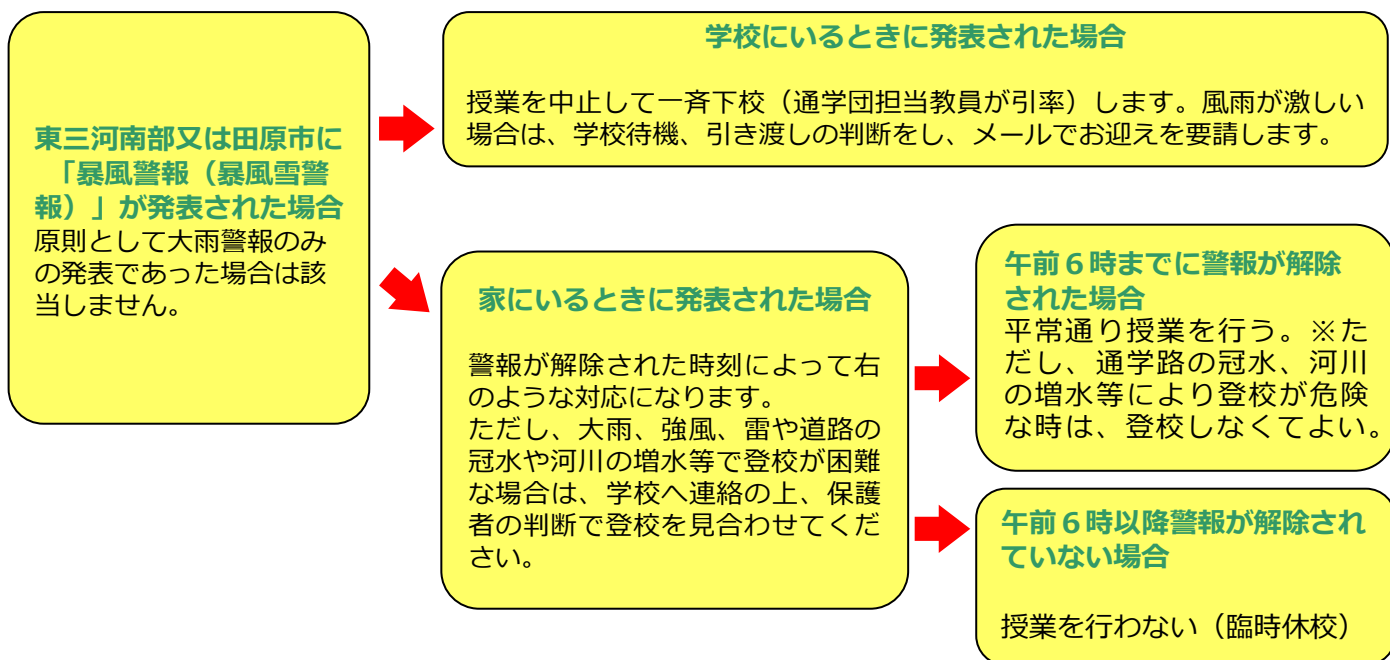
(7) その他

- ① いつも正しい言葉遣いをする。
- ② 通学にはヘルメットをかぶる。防犯ブザー等を身に付ける。
- ③ くつやトイレのスリッパなどは、かかとを揃えて整頓する。
- ④ 持ち物には必ず名前を書く。
- ⑤ 学校に必要な無いものは持って来ない（お金や遊び道具など）
- ⑥ 下校後や休日でも学校の敷地内ではお菓子やジュースなどを食べたり飲んだりしない。
- ⑦ 夜、子どもだけで出かけない。子どもだけで泊まらない。
- ⑧ 子どもだけで、校区の外へ出ない。
- ⑨ お金や物（ゲーム、カードなど）の貸し借りをしない。



非常災害時の対応

台風や地震が発生した時はどうしたらいいの？



登校時に雷や大雨等で子どもたちの登校の安全に心配がある場合

安全が保証されるまで自宅待機させる、もしくは保護者が送り届けるなど、ご家庭で判断し対応してください。その際には遅刻扱いにはいたしません。学校は平常通り行います。

通学班で連絡を取り合って、安全な登校をお願いします。



メール連絡について

行事日程の変更や緊急時連絡をメールで発信します

<ライデンメール>

緊急連絡メールの配信内容

本校では、保護者に急を要する連絡や予定変更などを伝えるために携帯電話へのメール送信を利用しています。

(1) 登録方法

次のアドレスに以下の内容で空メールを送信する。
アドレス p.thr-akabane-es@raiden3.ktaiwork.jp
※右のQRコードでアドレスを読み取れます。



仮登録完了メールが届きます。メール末尾のURLから本登録を行ってください。

「氏名」欄に保護者の氏名を入力してください。該当する全ての学年にチェックを入れて「登録」ボタンを押してください。登録完了のメールが届けば登録完了です。

(2) 留意点

- ① 複数(父、祖母など)の登録を希望する場合は、それぞれの携帯から送信して下さい。
- ② 緊急連絡用であるためすぐに確認できるメールアドレスでの登録をお願いします。
- ③ 迷惑メール設定していると登録に必要なメールが届きません。ドメイン指定受信設定を行ってください。

個人情報の掲載許可と届出について

学校における個人情報の扱いについては、個人情報保護法の全面実施に伴い、個人情報をみだりに第三者（外部）に提供したり、不当な目的に使用してはならないこと等が義務付けられて、個人が公開の停止や削除を請求できることが示されました。

本校では、学校だより、学級だより、保健だより、PTA広報紙、ブログなどで子供が活動している写真や氏名などを交え、各種お知らせしています。ご協力をお願いします。なお、学年・氏名・顔が特定できる写真、表彰や作品紹介等の掲載を承諾していただけない場合は「届出用紙」を提出してください。（用紙が欲しい方は赤羽根小学校：教頭までご連絡ください）

個人情報掲載についての注意事項

- ・ネット接続機器を使用する際に、他社の写真を無断でネット上に流さない。
- ・個人が特定できる者をSNS等に掲載しない。

出席停止について

学校を休んでも欠席扱いにならないときは？

○感染症による出席停止について

感染症にかかった場合、「出席停止」になります。すみやかに学校に連絡をお願いします。医師の指示に従い、ご家庭で静養をさせてください。田原市内の病院や医院で診断を受けると、「児童生徒伝染性疾患出席停止意見書」が出されます。

病気が治癒し、登校する際、「児童生徒伝染性疾患出席停止意見書」を学校に提出してください。田原市外の医療機関では、「児童生徒伝染性疾患出席停止意見書」が出ません。学校から報告用紙「感染症の報告について」を渡しますので、保護者が記入し、学校に提出してください。

病名	およその潜伏期間	出席停止期間の基準
インフルエンザ	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	6～15日	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	10～12日	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	14～24日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	14～21日	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	11～20日	すべての発しんく水疱が痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	5～6日	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	結核菌の感染を受けても臨床症状の出現は様々ではない	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

＜第三種 感染症＞ 腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症（医師が感染のおそれがあると認めたもの）

コロナ感染について

◆新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の疑いが生じた場合の対応について

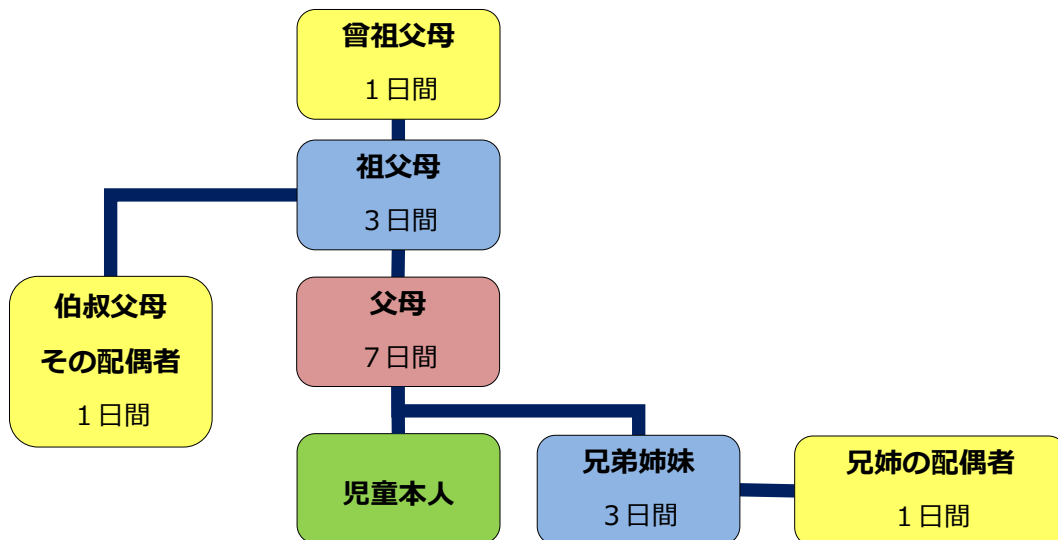
- 本人、家族（同居）のいずれかがPCR検査の対象となった場合
 - ・事実を速やかに学校に連絡いただくようご協力をお願いします
 - ・結果が判明するまでは友人との交流や学校行事、部活動等の参加を控えてください
- 本人、家族（同居）のいずれかが感染した場合
 - ・事実を速やかに学校に連絡いただくようご協力をお願いします
 - ・保健所の指示に従い、待機あるいは治療に専念してください

◆留意点

- 新型コロナウイルス感染症に関する心配事は、遠慮なく学校までご相談ください
- 情報をいただいたご家族や本人のプライバシーは遵守します
- 情報のうち必要な一部を校内等に周知する際は、事前に保護者の方と調整します

親族に不幸があったとき

親族に不幸があり葬儀などに参列するようなとき、以下の図を基準として「忌引き」扱いとなります。



その他

教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認めた場合は欠席扱いとならないことがあります。

例えば

- ・私立中学校の受験日
- ・転出入学に伴う移動日
- ・教育課程に基づく学校外の教育活動（対外運動競技やコンクールなど）に参加する日

など

学校給食について

(1) 給食費について

一食 230円×実施日数

(2) 食物アレルギーについて

除去食などの食物アレルギー対応を希望する場合は、医師の判断に基づいて対応をしていきますので早急に、赤羽根小：養護教諭までお知らせください。（関係書類を提出していただき、学校の関係職員との面談で具体的な対応を決めていきます。）

*食物アレルギー対応を希望する場合の例

- ・牛乳アレルギーで牛乳を飲むことができない。
- ・原因食品（卵・乳・小麦など）を食べると強い症状を引き起こすので食べることができない。

(3) その他

- ① 長期間欠席するとき(入院など)は、給食を中止することもできますので申し出てください。
- ② 給食用白衣は、各自で購入してください。（袋、白衣、帽子、マスクに記名を）

学校生活でケガをしたら

日本スポーツ振興センターとは？

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。田原市では、加入契約のための共済掛金は市が負担しています。

田原市では、平成20年度から子ども医療制度が始まり、小中学校児童生徒は全て福祉医療制度の対象になり、医療費の自己負担がなくなりましたが、学校管理下での傷病等の医療費の給付については、センター災害共済給付制度を優先しますので、保護者の方は以下のように手続きをお願いします。

加入している健康保険証を利用し、自己負担で一時支払いをお願いします。

各健康保険 7割

3割

←自己負担で一時支払い

学校管理下
で傷病発生

医療機関で受診
一時支払い

・医療等の状況
・領収書（写）

給付金の受取

医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の3割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）を加算した額となります。

各健康保険 7割

3割

+

1割 ←療養に伴って要する費用

保護者に支払われる給付金

※センターが行う医療費給付は給付金が高額になる場合があるため、原則学校で保護者の方に直接お渡しします。

申請対象

- ・ 学校管理下の傷病であること

学校管理下の範囲について

- ・ 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 →各教科等、特別活動、学校行事など
- ・ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- ・ 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
- ・ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ・ その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

管理下での傷病でも申請できない場合

- ・ 診療報酬点数が、500点未満の場合（市役所保険年金課または渥美支所の市民生活課、赤羽根市民センターで医療費還付の手続きをとり、支払った医療費の払い戻しを受ける）
- ・ 交通事故などの第三者行為の場合
- ・ 医療保険外診療（差額ベッド代等）、交通費等は給付対象となりません。

転出入の取扱い

転校するときはどうしたらいいの？

転校が決まったら、まずは学校までご連絡ください。

①現在の学校へ連絡

- ・在学証明書
 - ・教科書用図書給与証明書
- この2点を発給します



②異動先の市区町村役場へ

- ・市民課で住民票の転居（異動）手続きを行う
- ・転入先の学校の決定
→教育委員会教育総務課から**転入学通知書**が発給される



③新しい学校へ

- ・在学証明書
 - ・教科書用図書給与証明書
- この2点を転入先の学校へ提出してください

・在学証明書

学籍をはじめとする、学校間の引き継ぎのための書類

・教科書用図書給与証明書

使っていた教科書が新しい学校で使用するものと同じかどうかを確認するための書類
教科書は新しい学校でも使用する可能性がありますので、処分しないでください。

・転入学通知書

教育委員会から新しい学校へ入学決定を知らせるための通知

教科書について

どんな教科書を使っているの？

紛失してしまったらどうしたらいいの？

使用教科書・配布時期

義務教育である小中学校では、使用される教科書は無償で提供されることとなっています。本校で使用される教科書は下の表のとおりとなっています。また、視覚に障害を持つ児童のために、検定済みの教科書の文字や図を拡大等して複製した「拡大教科書」というものも用意されています。使用を希望される場合は学校までご相談ください。

教科	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	■	■	■	■	■	■
書写	■	■	■	■	■	■
社会			■ →		■	■
地図				■ →		
算数	■	■	■	■	■	■
理科			■	■	■	■
外国語			■	■	■	■
生活	■ →					
音楽	■	■	■	■	■	■
図工	■ →		■ →		■ →	
家庭					■ →	
保健			■ →		■ →	
道徳	■	■	■	■	■	■

■：配布時期

4月入学式・始業式および9月始業式

【注意！】

社会（3・4）下、地図帳

生活（1・2）下

図工（1・2）（3・4）（5・6）

家庭科（5・6）外国語資料（5・6）

保健（3・4）（5・6）

は2年間（地図帳は4年間）使用するため、担任の指示があるまでは大切に保管してください。

教科書を紛失してしまったら

教科書の無償給与は原則1回限りと決められています。もしも教科書を紛失してしまったり、破損して使用できなくなってしまうたりした場合は保護者の負担で購入していただくことになります。ただし自然災害などによって教科書を使えない状況になってしまった場合には、例外的に無償で提供することができます。また、転校などで前の学校と違う教科書を使用することになった場合には、その違う教科書に限って無償で提供されます。

給食費・教材費等集金について

保護者の方に負担していただくお金です

学校の教育活動を支え充実したものにしていくために、PTA活動や児童個人に還元されるものについては、保護者の方に負担していただいています。ご理解とご協力をお願いいたします。

主な種類	主な内訳	預かり金額	集金方法
給食費	給食を作るための材料費等	毎月4,000円程度（1食あたり230円×日数）	毎月25日に口座振替にて集金
教材費 学級費	ドリルやワークブックなどの副教材、プリント等の紙代、工作や調理実習などの材料、遠足・社会見学費用等	年度や学年によって金額がことなります。月の中旬に「集金のお知らせ」にてお知らせします	
PTA会費	PTA活動のための諸費用	年3,600円（1世帯あたりの金額） * PTA総会の承認により決定します	5月の集金で納付

- 給食費・教材費の引き落としを行う口座を次の3つの金融機関のいずれかで準備して下さい。
「豊橋信用金庫」、「豊橋商工信用組合」、「JA愛知みなみ」
- 個人口座から学校の預かり金口座へ振替をさせていただいております。入学時（転入時）にいずれかの金融機関の預金口座を用意していただき「預金口座振替依頼書」のご提出をお願いしています。
- 在学中に預金口座の変更を希望する場合は学校までご連絡ください。
- 毎月25日に引き落としします。（3月は16日）土・日の場合は翌月曜日。
残高不足にならないようご注意ください。
※令和2年度より、すべての金融機関で手数料が1件につき、55円かかります。

体操服等の購入方法

物品名	購入方法	販売店／取扱業者
体操服 体育館シューズ 上ぐつ ヘルメット 赤白帽子 給食白衣セット 水着（普通のスクール水着）・水泳帽子（学年色）	右記の販売店で学校指定のものをご購入ください	①中村呉服店 住所：田原市赤羽根町東瀬古55-1 電話：0531-45-2043 ②ほまれや 住所：田原市赤羽根町出口105 電話：0531-45-2026 ③タマコシ 住所：田原市神戸町大坪6-1 電話：0531-22-0562
名札	担任または学校担当者までお申し出ください	【取り扱い業者】 早川大洋堂

就学援助制度

経済的理由により就学が困難であると認められる
児童の保護者の方へ

就学援助制度とは？

田原市では、小中学校へ通学させる上で経済的に困りの家庭に対して学用品費や給食費等を援助する事業を行っております。申請を希望される場合や相談がある場合は**学校**（TEL0531-45-2023）又は**田原市教育委員会教育総務課**（TEL0531-23-3530）までお問い合わせください。

援助を受けられる基準

田原市在住で下記に該当するご家庭

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 市民税が非課税または減免された。
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税の減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当が支給された。
- ⑦ 世帯更生貸付を受けた。
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨ その他、経済的に困窮している。

援助の内容

学用品費、通学用品費、修学旅行費、新入学学用品費、学校給食費

- ※ 援助額は学年により異なります。
- ※ 生活保護の教育扶助受給者は修学旅行費のみが該当となります。

スクールカウンセラー

子育てにお悩みの保護者の方へ

スクールカウンセラーとは？

「スクールカウンセラー」とは、各小中学校にカウンセラーが定期的に巡回し、お子さんの生活について、心配なことやお困りのことがある場合に、保護者の方が相談をすることができる制度です。カウンセラーがお子さんの学校での様子を見た上で、お話をすることができます。

ご希望の方は、担任を通してお知らせください。年間10回程度行う予定ですが、いつからでも申し込むことができます。

詳しい内容がお聞きになりたい方は、学校まで連絡をお願いします。



田原市教育サポートセンター

いじめに悩んだり、登校できない児童や生徒の相談に専門の相談員が応じます。相談員は、必要に応じ、家庭や学校にも出向きます。カウンセラーによるカウンセリングも予約制で行っています。

○相談受付日時

平日 午前9時30分～午後1時

○会場

ふるさと教育センター内(旧野田中学校)

①教育・いじめ相談ダイヤル

電話 0531-36-4010

②カウンセリング

心理カウンセラーによるカウンセリング及び各種検査を行います。事前に電話による予約が必要です。教育・いじめ相談ダイヤルへご相談ください。

いじめのこと、友達のこと、学校のこと、家庭のことなど、なんでも相談して下さい。

電話相談窓口一覧

電話相談窓口	曜日	時間	電話番号
いじめ・不登校等家庭教育相談窓口 (愛知県教育委員会生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時～午後4時	052-961-0900
一般教育相談：面接相談(要予約) (愛知県総合教育センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	0561-38-2217
教育相談「こころの電話」 (愛知県教育・スポーツ振興財団)	年末年始を除く 毎日	午前10時～午後10時	052-261-9671
子ども・家庭110番 (愛知県児童相談センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-953-4152
ヤングテレホン (愛知県警察本部)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-951-7867
子ども人権110番 (名古屋法務局)	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	0120-007110
いじめ ほっとライン24	毎日	24時間体制 (注) 午後10時～翌朝午前10時は、 いじめに関する相談のみ	0570-078310 または 052-261-9671
子ども・若者総合相談窓口 (田原市生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後4時	0531-27-8602

児童クラブについて

児童クラブとは？

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会のなかで、心豊かで健やかに育まれることを目的とするものです。参加を希望するご家庭は、田原市教育委員会 生涯学習課生涯学習係（0531-23-3635）までお問い合わせください。

(1) 児童クラブへの下校

下校時、児童クラブに所属している子は原則として全員通学班から分かれて児童クラブに行きます。ご家庭の都合で早い帰宅が必要なときには、児童クラブへ連絡をとり、お迎えに行ってください。

(2) お迎え

児童クラブへの迎えについて自動車を利用する場合は、必ず駐車場を利用してください。また、敷地内でも事故が起きないように十分ご注意ください。

(3) 警報等発表時は、児童クラブは開設されません。

～保護者の方へお願い～

児童クラブへ通う児童を持つ保護者の方は、

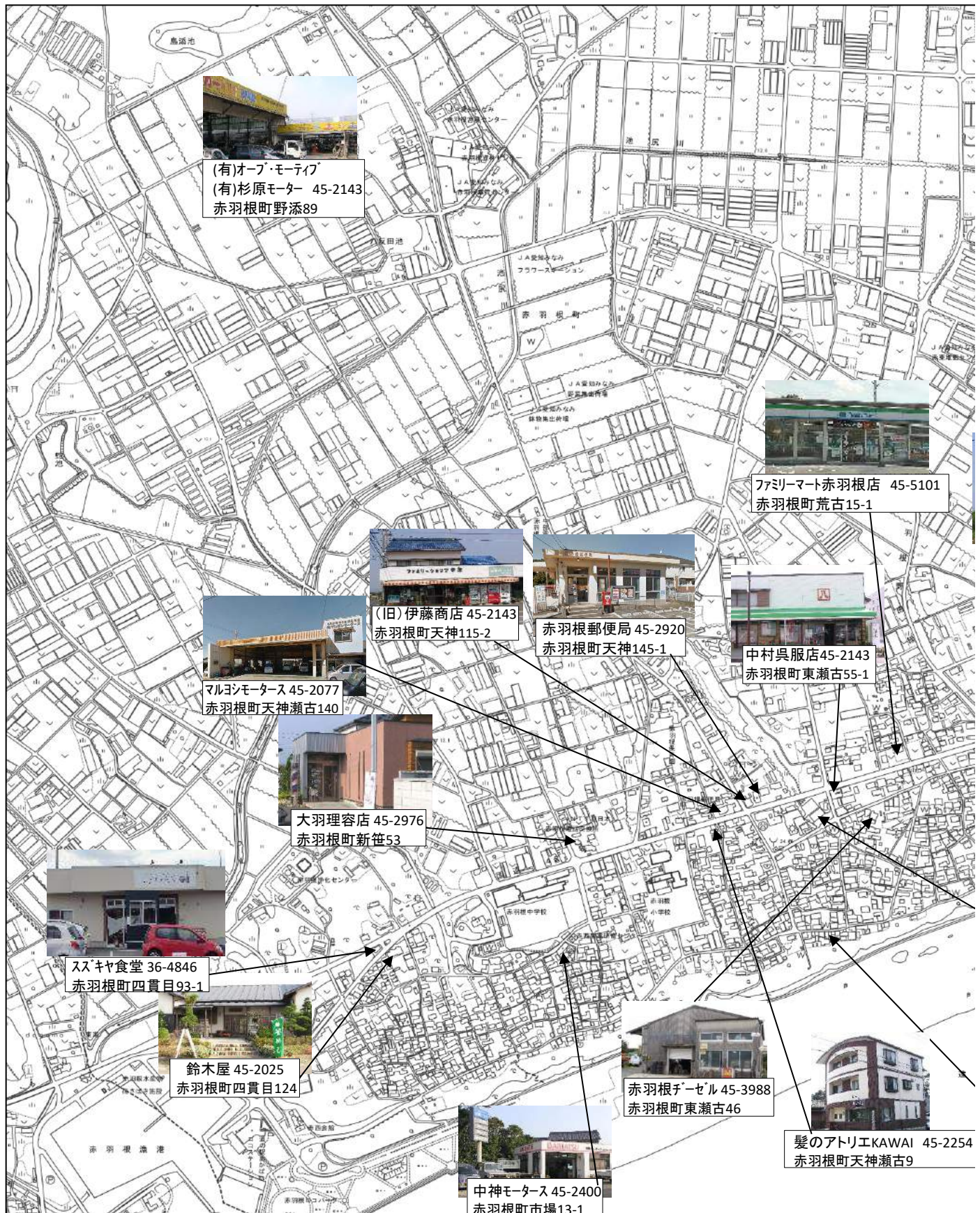
下校先が自宅である場合は必ず連絡帳等で担任へお伝えください。

体育施設の一般利用について

体育館や運動場を
借りることはできるの？

体育施設の利用について

赤羽根小学校の体育館や運動場は、住民のスポーツ団体の活動のために開放を行っています。利用するためには、事前に団体登録を行い、2ヶ月前までに（例：10月利用希望の場合は8月15日まで）利用申込書を提出する必要があります。利用できる時間帯は、学校運営に支障をきたさない時間の範囲（終了時刻は22：00まで）となっています。詳しくは**田原市教育委員会スポーツ課**（Tel.0531-23-3531）にお問い合わせください。



この図面は位置的なものを示すものであり
権利関係には使用できません



サーフィン 45-3181
赤羽根町赤土18



ヘアサロンミズ /45-3003
赤羽根町諏訪62-1



ファミリーマート赤羽根ロングビーチ店
45-2045 赤羽根町明神10



松ちゃん 45-2988
赤羽根町天神138



中川商店 45-3470
赤羽根町中瀬古1



丸文 45-2045
赤羽根町宮瀬古46-3



こども
110番
の家

愛知県警察

赤羽根小学校Q & A

＜通常授業日＞

Q 1 1年間、どんな行事があるの？

A 1 学校ガイドブック1ページをご覧ください。

Q 1 暴風（雪）警報が発表されたり、大地震などの特別警報が発令されたりしたときの対応は？

A 2 学校ガイドブック6ページをご覧ください。

Q 3 インフルエンザなどに感染したら？

A 3 「出席停止」になります。※詳しくは学校ガイドブック8ページをご覧ください。

例：インフルエンザ

→発症した後5日（発熱した日の翌日から5日）を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで
病院でインフルエンザの診断を受けたら、速やかに学校へ連絡をお願いします。

Q 4 教科書をなくしてしまったら？

A 4 申し訳ありませんが保護者負担でご購入ください。

最寄りの教科書販売店（豊川堂等）でご購入いただけます。

※学校ガイドブック11ページをご覧ください。

Q 5 体操服や体育館シューズがほしいときは？

A 5 赤羽根校区の最寄の販売店で取り扱っています。

詳しくは、学校ガイドブック12ページをご覧ください

Q 6 部活動を休むときは？

A 6 必ず部活動担当教諭まで、連絡帳または電話でご連絡をお願いします。

Q 7 学校以外の相談窓口は、どんなところがありますか？

A 7 学校ガイドブック14ページをご覧ください。

＜登下校＞

Q 1 学校を欠席するときは？

A 1 必ず学校および通学班の班長さんに連絡をお願いします。

Q 2 登校時に大雨・雷がひどいときはどうしたらいいの？

A 2 安全が保証されるまで自宅待機させる、もしくは保護者が送り届けるなど、ご家庭で判断し対応してください。その際には遅刻扱いにはいたしません、学校は平常通り行います。各班で連絡を取り合って、安全な登校をお願いします。

Q 3 児童クラブをお休みするときは？

A 3 児童クラブへ直接連絡するとともに、必ず学級担任まで連絡帳または電話でご連絡をお願いします。

Q 4 下校時に用事があるとお迎えに来たいのですが？

A 4 いっしょに帰る子が一人になる場合があるので連絡をいただけるとありがたいです。

Q 5 下校時間は何時頃になりますか？

A 5 学校ガイドブック3ページをご覧ください。

注）部活動がある高学年は、日没時間を考慮して下校時間が変わります。

<夏休み>

Q 1 プール開放はどうやっていくの？

A 1 近所の子と声を掛け合って登校（複数で来るように）します。児童クラブから向かう場合は児童クラブから集団で登校します。

Q 2 プール開放に来ないときは？

A 2 学校に欠席連絡は必要ありません。

Q 3 夏休みの部活動を休むときは？

A 3 必ず学校まで電話でご連絡をお願いします。

<各種手続き>

Q 1 学校でケガをしたときは？

A 1 学校ガイドブック10ページをご覧ください。

Q 2 転校するときの手続きは？

A 2 学校ガイドブック11ページをご覧ください。

Q 3 就学援助制度は、どんな制度なの？

A 3 学校ガイドブック13ページをご覧ください。

Q 4 携帯電話をかえて、緊急連絡メールに再登録したいのですが？

A 4 学校または学級担任までご連絡ください。学校で旧登録情報を削除しますので、その後初めて登録した時と同じ方法で登録をお願いします。詳しくは学校ガイドブック7ページをご覧ください。



田原市立赤羽根小学校 2016.4.20撮影

田原市立赤羽根小学校

所在地 〒441-3502 愛知県田原市赤羽根町西瀬古87番地
電話 0531 - 45 - 2023
FAX 0531 - 45 - 3960
Email aka-e@city.tahara.aichi.jp
HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/edu/akabanesyou/>
BLOG http://www.tahara-c.ed.jp/akabanesyou-e/?page_id=15



←HP用
QRコード



←Blog用
QRコード